平成２８年（フ）第１４９９号
大阪府豊中市豊南町東２丁目６番４号　医療法人豊済会小曽根病院（内）、住民票上の住所大阪府枚方市長尾台４丁目16番13号
債務者　藤田　美鈴
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５２１号
大阪府八尾市東山本新町８丁目13番16―303号
債務者　中山　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４１号
大阪市港区市岡２丁目８番４号
債務者　永橋　勇美
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６４号
大阪府箕面市如意谷３丁目８番20―503号
債務者　中川美也子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７１号
大阪市中央区日本橋２丁目14番17号　ＩＳＬＡ　ＢＯＮＩＴＡ805
債務者　濱田　明美
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８号
札幌市東区東苗穂15条３丁目１番５号　セレクトハウス東苗穂202号
債務者　阿部　義直
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６６号
札幌市北区北40条西５丁目３番12号　サンテラス麻生105号
債務者　前沢　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７２号
札幌市手稲区富丘２条３丁目７番９号　コムサⅠ―203号
債務者　杉山亜矢子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８６号
札幌市白石区本通17丁目南２番８号　ノースランドパートⅠ―203号
債務者　秋田人師則
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５６号
札幌市白石区栄通17丁目17番７号　ライズセリカ105号
債務者　敦賀　礼子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６３号
札幌市中央区北１条西22丁目１番11―303号
債務者　本荘　飛鶴
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４号
北海道北見市栄町３丁目８番地８　ハイツＴＫ２―６号
債務者　細川　　司
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目15番地７　サンシャイン山双103
債務者　飯塚　治生
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５５号
埼玉県坂戸市芦山町６番地12　芦山グレイスマンション106号室
債務者　石川　正治
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６３号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目３番７号　アパートメント正興Ｎｏ．２　210、破産手続申立時の住所埼玉県富士見市貝塚２丁目６番15号
債務者　石井　勝義
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８４号
静岡県沼津市我入道南条寺50番地の１　ルミエール207
債務者　西島　佳央
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
静岡県沼津市我入道南条寺50番地の１　ルミエール207
債務者　西島　幸子（旧姓飯山）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係